

第3回逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会 - 議事録 -

日 時	令和4年3月28日(月)午前11時～午後12時15分
場 所	県庁東館5階 特別会議室
出席者 職・氏名	委員長 青島 伸雄 委員 植松 真樹、小高 猛司 (欠席者)出石 稔 事務局 彦山 明史、落合 修、 行政側(県) 難波 喬司(静岡県副知事) " (市) 金井 慎一郎(熱海市副市長)
議 事	(1) 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会 報告書(中間報告)(案) 資料1 (2) 熱海市の検証に係る今後のスケジュール (3) 意見交換
配付資料	資料1 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会 報告書(中間報告) (案) 別 冊 【参考資料】

1 開 会(午前11時開始)

難波副知事(挨拶)

委員長を初め、委員の皆様には、年度末大変お忙しい中、中間報告の案を取りまとめていただき、誠にありがとうございます。

委員会後に記者発表になりますが、どうぞよろしく申し上げます。

金井副市長(挨拶)

委員長及び委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、ありがとうございます。

熱海市として、事実関係の整理が遅れていることは大変申し訳なく思っております。

前回もお話させていただいた通り、通常業務に加え、復興や百条委員会等の対応があり、2月中旬からは、担当部局から新型コロナウイルスの感染者が発

生するなどの背景から、今回のタイミングでは、熱海市から見た視点について盛り込めておりませんが、鋭意努力しながら速やかに熱海市としての検証ができるよう頑張りますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

- 【報道各社退出(非公開で実施。)】 非公開は、事前に告知済み。
・逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会規約第六条による非公開とする。

2 議事項目（これより青島委員長が、議事進行を務めた。）

- (1) 逢初川土石流災害に係る行政対応委員会 報告書（中間報告）（案）
- (2) 熱海市の検証に係る今後のスケジュール
- (3) 意見交換

委員長

議事の（1）の逢初川土石流災害に係る行政対応委員会 報告書（中間報告）についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

【資料1】逢初川土石流災害に係る行政対応研修委員会報告書（中間報告）（案） 中間報告の概要

今回を報告するのは、5の県の行政対応関係を中心に、（1）、（2）の個別の検証及び総合的な検証までです。

金井副市長から説明のあった、熱海市の内部検証の結果を踏まえ、ここの個別検証、総合的な検証を付け加えて、それを基に総括、そして委員会からの提言を行うという形になっている。

県の土採取等規制条例、森林法は、論点整理と検証結果は除いてあり、事実関係の整理に留めております。

それでは個別に入っていきます。

まずは、委員会設置趣意ですが、委員会立ち上げのときに、御説明した内容となり委員会の概要については、委員のお名前と分野等を示してあります。

次に、行政対応検証委員会規約です。

委員会等開催状況については、委員会3回、現地調査2回です。

4ページは、逢初川土石流災害の被害状況と土地改変行為に対する行政対応の概要です。

被害状況については、前回お示しした段階からリバイスいたしまして、3月1日現在の建物被害のところに、住家被害のみ掲載していましたが、非住家といったものを含めまして数字を入れてあります。

6 ページですが、土地改変行為に対する行政対応の概要で、発災の定義を含むということで、最初の土地購入、2006年9月の段階から、時系列でまとめました。

土地取得から、土採取とか風致地区条例の届出とか、許可申請、次は林地開発許可、違反によって土地改変ができなかった期間、そして宅地開発みたいことも考えていたようですが、当初計画を変更して、残土処理、そして利用計画した段階で、そして不適切な開発を重ねていった時期、そして土地所有者が、そういうふうなことを事実に基づいて概要を示してございます。

8 ページの検証の進め方で、本委員会のタイトルから土石流災害ということで、最初の発生場所である、逢初川源頭部の土地改変及びその周辺区域に、限らせていただきました。

なお、A社の開発行為はもう伊豆山地区全般に及んでおり、トータルで熱海市内を含めれば10ヶ所程度のところですが、その中で、土石流災害に直結している、源頭部に限らせていただきます。

対象期間を2006年の土地取得、さらには、県風致地区条例に基づく許可申請があったところから、行政対応になるということで、2006年から、あと土石流災害が発生した2021年7月までといたします。

行政作業を検証することで、県とか市がやったことが中心になりますけど、もともとの一番の原因はやっぱり、逢初川源頭部で一連の土地改変を繰り返したA社にあるという大前提を、示しておく必要があるのではないかと思います。

この一連の土地改変行為に対する、熱海市及び静岡県の行政対応に焦点を絞って検証することを前提条件として、理解していただきたい。

そして本報告書の検証は、要因背景の分析を実施するために行ったものであって、本件事案の、関係機関及び関係者の法的責任を取るために行うものではないということを明記しております。

検証するにあたっての根拠資料、エビデンスですが、県・市において保管されていた公文書の写し、特に公開されているものを中心に行っております。

この中には写真も含まれております。

そして県・市の、当時関係した職員からの事情聴取、ヒアリングの結果を基に検証していきます。

関係当事者のプライバシー保護が、この件については、いろいろと訴訟等もありますので、個別の名前は名称による表記を避けてアルファベットによる表示により記述しました。

9 ページ以下が1 番目の検証結果です。

今回は、行政対応ということで、いろいろな根拠法令に基づいて、行政権限をどのように行使したのかということを検証するものであります。

まずは個別の検証ですが、県土採取等規制条例とか風致地区条例や森林法であるとか、廃棄物処理法、さらには河川法等、河川砂防関係法令のカテゴリーで、それぞれ対応を検証いたします。

あとは、総合的な検証ですが、今回非常にいろんな法律が絡まっていたり、それぞれの行政機関の連携とかが、重要なファクターだと思っております。

委員の方から、御指摘がありました。結果的に10年ぐらい、現場が放置されていたこと。

そういったことに対して、やはり県、市、関係機関の職員の、源頭部の認識がどうであったか、ということと、検証しないと不十分ではないか、ということでこの総合的な検証をすることとしました。

いろいろな観点からの検証を、それを総合的に評価することが、必要だと思えますので、これを踏まえ、最終的には、総括ということで行政対応がどうだったかということ、検証する必要があると思えます。

9ページは、検証にあたっては、こうした表現を使っているということを示して説明してあります。

10ページは、関係者には、どのような企業であったかということが、趣旨でございます。

まず個別の検証です。

県土採取等規制条例・県風致地区条例関係については、熱海市の内部検証がまだ進んでいないということで、事実関係のみ記載してあります。

2006年10月、A社が、県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書を、提出したことが一番の出発点です。

その時点で、1ヘクタール未満で提出しております。

翌年2007年には、A社が県土採取等規制条例に基づく土の採取の計画届出書を提出しています。

これも風致地区と同様に、1ヘクタール未満で、市の取り扱いになるような形で、提出されております。

そのうちに、2007年4月11日ぐらいから、逢初川源頭部で、不適切な土地改変行為が現認されていると同時に、当該地域については、いわゆる森林法第5条に基づく民有林ということで、開発にあたっては、いろいろ届け出とか、必要なのですが、全く無届けでやってたということで、この時は、1ヘクタール以上の開発が明白であったので、県東部農林事務所が、行政指導として作業を中止するように、指導しております。

その指導が効き、2007年5月31日から2008年8月7日の間は、林地開発違反の是正が完了するまで、A社の工事は出来なかった。

難波副知事

23ページの【論点・検証】では、熱海市の内部検証結果を踏まえ調整とあるが、この様に記載するという確認でいいのではないか。

市で何かこうした方がいいという希望があれば別ですが。

委員長

事務局がまとめた事実関係について、熱海市から先週追加資料が届き、検討の時間が無いので、各委員には、熱海市さんが追加した資料を送付し、検討してもらうこととした。

ただ、本日の段階では、いわゆる土採取、風致、森林法の関係の部分については、3月1日までにまとめた事実関係を今日報告することにします。

熱海市さんがどの程度の資料を出されるのかわかりませんが、委員会としては、4月中までに熱海市から資料をもらって、論点を整理し、4月中には報告書を作ろうという考えですので、そういう意味で今日のところは、副知事さんが言ったように論点とかを出さないで、県の関係だけでやりましょうという形で、各委員にお願いして、了解いただいているということです。

難波副知事

記者会見では、そこを聞かれると思うので、そこは委員長からお話してもらいたいと思います。

金井副市長

補足させていただきます。

熱海市の検討に時間が掛かってしまってる中で、お出しした資料は、まさにその整理途中のものです。

この後のスケジュールの話で言おうとした話ですが、土採取も、森林も、廃掃法とか、いろいろ広い範囲の中での、事実関係を整理しながら、全体としての論点を整理しなければいけないと思い、熱海市で確認作業を行っている関係で、それに冒頭の事情も重なって、時間が掛かってきたと説明しましたが、一方で、この3月28日は、知事から中間報告をするということに急遽なったということで、熱海市が今整理できてる分だけを出そうと、急いで出したのがその資料です。

このため、まだ精査できてない部分もあり、その意味で、もう少し時間がかかってしまうといった状況になってる中で、いろいろ御配慮いただきありがとうございます。

背景としてはそういうことでございます。

難波副知事

その資料については、今日発表されますか。

委員長

それはあくまでも熱海市さんの関係ですから、副市長さんも記者会見に出ていただけだと思いますが、私どもとしては、何もしない、やっても時間取られるので、一応当初は、3ヶ月で報告書を出すという予定でしたが、熱海市さんが、資料の提出が、できないということですので、できたら熱海さんの方も、私どもとしてはもう4月中までに、一応、全部出してもらってそこでもって報告書の案を作ろうというのは、今、まだ各委員の先生に諮ってないので、私自身、やっぱり連休を過ぎてしまうと、ダラダラとなってしまう可能性がありますので、できたら、ぜひ金井副市長さんにも頑張ってもらい、4月前半に我々が、報告書をまとめられるような努力をしていただきたい。

難波副知事

出石先生がおられないですが、今日、記者会見で、そこは聞かれると思いますので、どうするかを決めていただいて、いつまでにしますか。

委員長

でもその問題は、我々の方は、少なくとも、検討するにしても明日結論というのはなかなかできないので、少なくとも1週間は、検討する時間欲しいです。

委員の方で、そうすると4月中というと、4月20日までには何とか出していたくことで、そのぐらいのスケジュール感でいかないと、なかなか難しいがどうですか。

委員

そうですね。先週出していただいたものですね。

かなり追加されましたが、あれ以上まだ増えるということはないでしょうか。

金井副市長

そうですね。

事実関係を整理していることと、あとは論点となることだと思って整理していますが、もう一つヒアリングの方の概要が、まだあって、その対応もこっちと併せて確認していかなきゃいけなかったと思います。

百条委員会での4月7日と8日参考人招致があり、そちらの準備もありまして、その対応があるため、多忙な状態です。

今、4月中とお話をいただいて、今日のスケジュールの話の後半に整理すると伺ってましたので、熱海市としては、4月中を目標にお出しするべく全力を尽くすというところが、後は、市長にも確認してありますことから、4月にはちゃんとお出ししてゴールデンウィーク挟んでしまうかもしれないんですけど、

もう4月の中でお出しできるよう、鋭意努力するということを今日、お伝えさせていただこうかなと思っている次第です。

委員長

できたごとに、送ってくださると非常に我々としては検討をしやすいと思うので、ぜひ考えていただきたいです。

金井副市長

その事実関係はもう紐付けたので、その資料をリバイスしたものについてお出しするということはできるかもしれません。

それと、あとはこのヒアリングの結果のところをもう少し精査した上で、まず事実関係のところ、なるべく早めに出せるようにします。

委員長

事実関係を修正するのはいいですが、その裏付けになる資料が、ちゃんと最初の時に、県の関係の資料と熱海市の関係の資料が分厚いファイルに入って、二つもりました。

事実関係は、これに基づいて指摘してるものですから、ここに、資料としてある以外の事実関係を出してもらおうと、我々もどうしようもないですから、これ以外に出る事実関係があるとすれば、それを裏付ける資料というのをちゃんと出していただかないと、私どもとしては事実整理できない。

もし仮にそういう資料が無くて、ただ単に事実関係をポンと出されたら、委員会として、それを事実認定することは、出来ないことになります。

金井副市長

委員長のおっしゃる通りだと思ってまして、この間、最終的に送らせていただいたもの全てにその資料の番号に紐づけをして、お送りしました。

事実関係の根拠となり、内容は、お送りした資料番号の中に記載されており、その内容を前提に整理しております。

委員長

ここにあるファイルの分はいいんです。

ここでやるのは僕らもそれを見て確認できますから。

それが果たして今回の検証の対象事実として、挙げるべきかどうかは、また委員同士で検討しなければいけないと思います。

それ以外的事实を出された場合に、その裏付けになる資料をいただきたい。

金井副市長

もし不明点等ございましたら直接御説明にも行かせていただきますので、い

つでも、声掛けいただければと思います。

難波副知事

あとは論点と検証の内容というのは、これはもう委員会の点検事項ですから。

委員長

要するに前提となる事実と、論点整理については、一応、共有しますけれども、あとはそれに基づいて検証するのは我々の判断ということになります。

事務局（引続き説明）

ほとんど森林法も同じですから、これのみということで、廃棄物処理及び清掃に関する法律関連、これについては、廃棄物処理法につきましては、2010年8月31日に、盛土内に木くずの混入を確認した。

論点としましては33ページの廃棄物処理法に基づくA社等への行政対応が適切であったとか、所有権移転したC者が書面で、いろんな対応を書面で約束したのですが、今のところ事実関係としては、そこが何も口約束で、それが果たさないうでいた。

要するに行政側としては、一応、文書とか、そういったものの実行を確認してたのか。

難波副知事

33ページの論点の中の「書面の事項について」ですが、何の書面の事項なのかについて、分かりやすく書いてもらいたい。

何かC者が実施するとしたとか、何かコメントが入った方が、論点の整理に聞こえます。

委員長

報告書の中間報告ですから、これに対して、熱海市の検討結果を待って、修正とか追加があればアナウンスします。

事務局（引続き説明）

検証でございます。

廃棄物処理法に基づく検証対応ですが、2010年に確認されました相手が源頭部に搬入されていた。

木くずが混入した土砂については、県東部健康福祉センターの指導により、同年11月には移動済みでそれも確認しております。

先ほどは冒頭申しましたようにA社が幅広く、源頭部の奥に、廃棄物を積みこんでいた部分もある。

その辺については、県東部健康福祉センターが、廃棄物処理法に基づく措置命令の発出を検討しました。

事業者の特定が困難で、要件を満たしていなかったため措置命令に至らなかったとのこと。

こちら辺は公文書でもしっかり記載されているので、現地の産廃不法投棄の定期監視については、県東部健康福祉センターが、2011年以降も、伊豆山地区の、産廃不法投棄の有無について、逢初川源頭部を含めて概ね1か月に1回程度定期的に監視しておりました。

しかし、状況に大きな進展が見られなかったこともあり、県の他の関係機関との（現場の状況等の）共有等はなされていなかった。

源頭部については一応指導済みと、直ってるということは確認していたにもかかわらず監視を継続していったっていうのは、その奥にある、産廃の野積みもメインに採取していたわけなんですけど、その道すがらで、その地区にまじった土砂が、搬入されていた経緯があるので、また同様の行為がなされていないかどうかを、ついでに監視していたということです。

さらに、盛られた土砂そのものについては、廃棄物処理法の規制対象外であるということで、先ほど申しましたように、定期監視中に、逢初川源頭部に産業廃棄物が持ち込まれていた記録が確認されておりませんので、源頭部において、廃棄物処理法による是正措置は出せないということで検証いたしました。

次に、河川、砂防関係です。

土砂災害防止法関連、これにつきましては、伊豆山地区の、土砂災害警戒区域の設定に係る業務を検証しております。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域指定に向けて、基礎調査をやっており、地区全体の調査が2017年完了して2012年3月30日に土砂災害警戒区域の指定がされています。

この辺の経緯とか、伊豆山地区住民への土砂災害の危険性等の周知状況については、記載のとおりです。

論点整理につきましては36ページ、基礎調査実施から指定までに結果的に6年を要した。

逢初川流域において盛り土工事に伴う被害が出ていた状況を踏まえて、もう少しこの指定作業を早める必要があった。

次に、基礎調査後に開発行為が行われていた事実があったことを踏まえると、2012年3月30日の土砂災害警戒区域の指定は適切であったのか。

あと逢初川流域の住民に対して土砂災害警戒区域の周知をしていたのかと、こちら辺を論点にしております。

現状としましては、基礎調査着手から区域指定するまで、6年を要しましたが、これは伊豆山地区の中に逢初川を含む7か所あったということで、順次、調査を進めており、伊豆山地区を一括して土砂災害警戒区域を指定するという結果的に、このような時間がかかってしまった。

実は、熱海市にもう一つ泉地区というところがあるんですけど、そこについては神奈川県と接しているところで、神奈川県との絡みによりですね、伊豆山を先にやってしまったということもありまして、6年要してしまいました。

ただこの、基礎調査期間におきまして、この盛り土が、実施されており、基礎調査を担当していた県熱海土木事務所において、当該箇所の危険性を、ヒアリング結果では、2009年10月には把握していたということがありますので、事務所内の情報共有ができていれば、この逢初川区域についてももう少し早期指定とかを早めにしたのではないかと、ということを目指したいと思っております。

基礎調査後に開発行為が行われた地域への対応でございますが、土砂災害防止法第二条では、自然災害を対象にしているということで、盛り土等の人為的なものについては、対象としていなかったのではないかと、これはあくまで推測ですが、この指定する上流域において、調査から6年が経過して、その間逢初川に、濁り水とかが発生していることを踏まえると、対象に調査の確認等を、改めて調査する必要があったのではないかと、ということをしていきたい。

いずれにしても県熱海土木事務所の中で、こういった情報とかが十分に情報を共有されてなかったということで、河川とか、砂防関連の担当が、同じ事務所内であるにもかかわらず、報告がうまくいかなかったのではないかと、ということを検証したいと思っております。

土砂災害警戒区域の指定ですが、これは逢初川は自然現象による想定崩壊土砂等が小さい流域というふうになされております。

要するにそういうことで、私もうまく説明はできないんですが、十分設定された警戒区域は、大きな流下土砂量を想定したものとなっていたということで、やっております。

ただ、今回の土砂災害により、結果的に土砂が氾濫した範囲は、おおむね土砂災害警戒区域内に収まっており、結果としては、土砂災害警戒区域は、危険を過小に評価していたというようなことになっていなかったと、というようなことでございます。

また、流域住民への土砂災害警戒区域の周知でありますけど、県及び市では、住民説明会であるとか、パンフレット、ハザードマップ、それに防災訓練、そこら辺を、効果的にやって、危険性を周知していたと見られます。

ただし、広報は一般的にそうなんですけど、やりっ放しのところがございましてので当該区域の住民がある程度理解していたのか、今後検証する必要があるかと思われま。

さらに源頭部の盛土については、指定区域外であるためから危険性については、住民に周知されていなかった可能性が高いと思います。

これについては追加検証が必要だと思います。

現時点での推測としましては、委員の皆様が現地調査して、お感じになったと思いますが、下流に向かって、非常に河川の幅が小さい小河川的な、感じがあります。

そこにはあれだけの大量の土石流が流れたということは、事前に想定できることではなかったのではないかと。

住民は、その危険性ってのはイメージできなかったのではないかとという意味で今後に現実感を持って認知できなかったんじゃないか、というような検証にしました。

難波副知事

確認ですけど、37ページの一冊下の丸のところですけど、今後検証していく必要があるとか追加検証が必要であるってのはこれ、委員会では無く、県においてですかね。

事務局（引続き説明）

これも論点だけ申します。

砂防指定地の指定が適切であったのか、指定後、流域上でも盛り土が設置されたのに砂防指定地の区域変更が行われなかった理由は何か。

2009年当時、逢初川上流について、土石流の発生があったので、砂防指定管理者の認識がどうであったかということです。

砂防施設の指定及び変更ということで、最初の指定におきましては、指定の条件として地権者の同意が得られている方には、この上流の時、県熱海土木事務所の進達の調書がありますが、溪流の荒廃が進んでいるものの、上流域は管理された植林地帯で、これは民有地ですということで、要するに他法令により管理している範囲がある場合は、土地利用上所管する法律が対応すべき。という考えのもと区域を変えるべき問題ではないと判断したと、これは推測ですが、ということでもあります。

さらに、砂防指定地の区域変更を行うとしたとしても、すでに実施されていた行為には規制が及ばないため、砂防指定地にすることによって問題の解決が図られることはなかったと思われるというふうに思われます。

ただし、県は、砂防設備がある砂防堰堤の管理者として、砂防堰堤の容量を超える盛り土の量が上流に存在することについて危機感を持つべきであったというようなことは指摘したいと思います。

あと、逢初川上流において、土石流発生のおそれのある開発が行われていったことに対する砂防指定管理者としての認識、これにつきましてはもう、砂防指定地の中であれば制限とかそういうことができるわけですけど、区域を外れていたらもう行政としては、規制がかけられない。

不適切な開発行為により土砂流出が実際に発生していることを踏まえれば、しかし、今後、下流域で災害が発生するおそれが高いとの認識を持って、関係する部署と連携して対応するべき問題であったと、指摘する必要があると思います。

次に、河川法関係ですが、論点ですが、土石流災害や、41ページですが、当然氾濫リスク増大の恐れがある上流の盛り土に対して、河川管理者としての適切な対応であったかということですが、河川法自体も河川区域の中の制限がかかる訳ですが、この源頭部については、逢初川の、起点からさらに上流であると、通常であれば、そこは市町村管理の普通河川となるのですが、熱海自体は起点から上の部分は、河川未満っていうか、河川法上の野溪というふうにとらえました。

熱海市は、熱海市普通河川条例があるので、この部分を普通河川に認定していれば、制限をかける余地があったのですが、結果的に申しますと、行政としてはなかなか制限をかけられる土地ではなかったのかなということです。

ただ、実際問題として現地にあれだけの盛り土が撤去されずに、残ったと、いうことに対して、県及び市の関係する部署と連携して、もっと積極的な対応を考えるべきであったということ指摘しておく必要があるかなと思います。

次に総合的な検証に移りたいと思います。

県・市の当該土地改変箇所の危険性の認識でございます。

事実関係・論点ですが、どういった会議で、どのような発言があり、どういうふうに認識していったのかというのを載せているものでございます。

論点とし、県市等に流域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性について、どの程度の危険性を認識していたのかということですが、

県及び市関係者につきましては、2009年から2010年には、危険性を認識して、行政代執行を視野に入れて、県土採取等規制条例第6条に基づく措置命令の発出を検討した経緯があった。

それにもかかわらず、2011年以降、行政側の対応が低調になった。

県・市関係機関における当該地域の危険性の認識に変化があったのかということが問題になってます。

さらにそのあと、2015年、16年ぐらいにかけまして、工事を実行していた業者、さらにマスコミ関係者からこの件について、いろいろ通報があったということに対して、論点でしたら、こういった通報に対して県の組織内で情報共有や連携して、災害発生の危険性について確認すべきではなかったのかということ指摘したいと思います。

この危険性の認識につきましては、公文書だけではなかなかわからない部分がございますので、これはあくまで県ですが、当時の関係職員への、県のヒアリング結果を参考にしております。

一応ここにつきましては、退職者を含む県職員39人にヒアリングをした結果です。

これを時期別に分けて、書いてありますが、一読してわかるように危険性はある程度感じていたが、そこまで大きな崩落が起きるとは思ってなかったと。

県熱海土木事務所の一部職員については、かなり危険性を認識して、本庁と情報共有を図ろうとした経緯がありますが、これは、機関全体で意識されなく、今までふれてきていない。

そして、ある程度時間がたつにつれ、担当者は、事務の引継ぎの中で取り上げることが無くなってしまいました。

検証としましては、48ページのところにこれは、現場の土砂崩落についての危険性の通報がありました。が、（通報先の）県東部健康福祉センターの廃棄物関係の部署ですので、廃棄物の情報を聴取して、通報者は砂防課にお電話したとのことでありましたが、盛り土の安全性等については所管部局で対応するものとして判断して、特に砂防課には、本当に電話があったのかの確認は行ってない。

そして、当時の砂防課の職員は、そのような業者さんから電話があったことは記憶にない、記録がないというようなことでした。

口先だけで行ってる可能性が非常に高い、少なくとも、通報して事実を確認しておりません。

そこで当時の県、行政関係職員、主に県職員の危険性の認識ですが、先ほど申しましたようにですね、現場の土砂崩落の危険性を認識していたけれど、今回のような大規模崩落を予見していなかったということ。

そして、現場の土地所有者が、2011年2月に現所有者に対して、所有権を移転してしまったということで、時間の経過とともに現場の緑化も進んだこと等により、県関係機関の現場に注意する姿勢が薄れてしまった、ということが推測されます。

しかし、各種の届出前からですね、常に相当量の残土が投棄されていたことを呈し、届出後、当初に届け出た方法や、受理した届出変更後の方法についても、実施されておらず、仮置と称して、盛りこぼされた残土があり、放置された状況の現場において、大規模崩落の危険性を想像できなかったことは誠に残念ですというようなことになるかと思えます。

今の土砂崩落の危険性指摘等への対応につきましては、ここに書いたように、ただ単純に、義憤にかられ報告してきたというよりも、A社との交渉において、自分の立場を有利にしようとして、県に通報した意図があったことから、慎重に対応していったということで、それに加えて、先ほど申しましたように、砂防課への連絡うんぬんについても確認できないということです。

ただ、通報の意図はそのようなものであったとしても危険性がある可能性を認識して、県熱海土木事務所、県東部農林事務所に通報するなどして確認する必要があったと思います。

ただ、やはり根本的には大規模崩壊は、予見してなかったもので、それほどの対応が、取れなかったのではないのかなというふうに、想定できます。

あと、事業者に対する県・市担当者等の認識でございますが、論点につきましては、A者等から脅迫的な行為がなかったのか、また高圧的な態度により、行政対応がゆがめられることはなかったのか。

これにつきましては、最終的には市の内部検証結果を踏まえた、記述を追記すべきだとは思いますが、現段階では、一応、高圧的な態度とか、不誠実な対応は見られていましたけど、さらには、何かというところを、訴訟をちらつかせるということがありましたけどそれによって、対応がゆがめられてることはなかったと、認められると思います。

あと、県と市の連携協力体制につきましては、県土採取等規制条例ですが、ここが一番メインになってくると思います。

県のいろんな記録はありますが、ここで熱海市がどのような受けとめ方をしていたとか、これは市のヒアリング結果で、さらにもうちょっと詳細な会議の記録とか、それを見ないとちょっとはかりかねるところがありますので、ここににつきまして検証は省かせていただきます。

最後に、もう1回、既存の根拠法令等の問題点についてです。

本県の土採取等の条例、これにつきましては非常に他県に比べて、規制が緩くて罰則が甘かった。

これが他県からの業者を引き寄せてしまったということになるかと思えます。

ここに今、隣県との、条例とかの対応状況がありますが、東側の神奈川、山梨、は非常に厳しく、昔から2年以下の懲役、100万円、罰金とかです。

特に今回の業者、神奈川県業者ですので、神奈川県の条例と比べましても、静岡県は非常に規制が緩いというのが、この対比を見てもわかるかと思えます。

そして、本県では、県土採取等規制条例に基づく届出等の事務を、人口10万人以上有する11市は全部、施工区域が1ヘクタール未満の土採取等の事務を全市町に、権限移譲しております。

ただやはり東方面から、業者が進出してくる可能性の高い、県の東部地域の市町においては、独自に設定しております。

これは熱海市については、このような条例がなくて県の条例でやっていたと、というようなことがあります。

論点としては、隣接する自治体等の規制のレベルを合わせる必要があるので、山梨県や神奈川県で比較すると、本県のみ条例の一部事務を市町に権限移譲しているが、規制業務に支障がなかったのか、届出制であっても、立ち入り検査や中間検査等を義務づけることはできなかったのかということで論点として挙げます。(近隣県の条例を意識して)やはり、その規制内容、罰則、これについては、そのレベルを調整する必要があったと思います。

非常に悩まされる地域であれば、市町独自の規制を盛り込んだ条例を制定してもよかったのではないのかということ。

あと、今回のうち、本県の条例の一番まずいところは、いわゆる部分的な一部権限移譲、これはその面積によって行政庁に違いが生ずるということがあって、今回も、1ヘクタール未満にして届出が出てくるような、これをなかなか行政対応するのが難しかったのかなと思います。

ですから一元的な対応ということは必要ではないかなと思います。

なお委員の皆様、今回の検証の項目をいろいろ提示した中で、意見をいただいたんですがまず発災当日7月3日のですね、熱海市の住民情報の発出、これについての検証をすべきという御意見がありました。

それと知事の方から、議会でその情報が自分のところになかったのは、今回の検証委員会で検証結果が示されると思う、というような答弁がありましたが、それについては今回の行政対応検証委員会の検証対象としては、少し外れるのではないのかと思います。

要するに、先ほど申しましたように、あくまで公文書に基づく事実関係、関係者のヒアリング、関係職員のヒアリングに基づいて検証していくと、ということからするとなかなか検証不能な部分があるからです。

特に、熱海市の住民への避難情報の発出につきましてはですね、それはこちらが検証するというよりも、市での自己評価とかですね、百条委員会になじむことだと思いますのでこれを外しました。

さらに、なぜ、県知事まで情報が上がってこなかったっていうのもどちらかというと、県の組織文化に関わることでありますので、そのような内部的なものは、外部評価には、なかなかなじまないと思いますのでこれも外すことといたします。

なお、この追記に書いてあることは、一部委員からやっぱりなぜ、情報が県知事に上がらなかったということは、取り上げるべきという御意見をおっしゃってる方もいらっしゃいましたので、そういう意見があったことはぜひ書いていただきたいということですので、あえて追記という形で加えさせていただきました。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

金井副市長

一点だけよろしいですか。

根拠法令のところですが、「熱海市も神奈川方面から進出してくる企業等が従来から多いことを踏まえれば早い段階で市独自の規制条例の制定を検討すべき」という話ですが、熱海市は、もともとあの土地も狭くて町の大半が急傾斜地の森林なので、残土処理をする場所の土地柄ではない。

したがって、これまであんまりこうした事例がなかった。

残土処理で本当に今回のように不適切な開発がされ出したのは、まさにこのA社との関係でありました。

この上乘せ条例を行うには一定の合理性が必要なはずで、熱海市としてはこれまで、そういう合理性がなかったはずで。

前から問題が起きている御殿場とか、裾野とかも前からこれも超有名なエリアであるので、こうした場所と熱海市では背景事情が異なるので、可能であれば落としていただきたいなと思っています。

むしろこの本質は、1997年の段階から静岡県内で悪質な事業者があちらこちらで不適切な開発を行っている中で、県内全体として、こうした事業者の流入を防いでいかなければいけない話だと思います。

地震で例えると初期微動の段階から速やかに県内全体として規制を見直すべきではないかというところが本質かなと、熱海市の方としては思うところです。

事務局

今の事務局からですけれど、今ちょっと手元にいないからなんですけど、公文書の中に、県の土地対策課、市の担当の方が、会議でやって市の方から、その独自の条例を検討しているという御発言がありましたので、多分検討してるんだろうな。

ただこれが、最終的に条例ができなかったのも、そこら辺どうなのかなっていう意識がありましてそれを入れたわけでございます。

金井副市長

それはおそらく土採取条例の話というのは、まちづくり条例とか別の省令の話であったと聞いているので、多分これは土条例の話は別だと認識してます。

難波副知事

ちょっとこれは事実関係と違うという話で、これは他のところでやられていたら、当然自分のところに次来るかもしれないから、書いておかなければいけないというのは、議論としてあり得るわけで、それは今の実事関係の問題じゃないです。

金井副市長

ただそれを言うと、静岡県内の市町全てが独自条例を作らないといけなくなってしまうですね。

難波副知事

それもあったかもしれないです。そんな状況だったら県がちゃんとやれよっというふうを書いてあると思うんです。

委員

これ、制定を検討すべきであったという表現なんですけども、検討はされていたんですか。そこが違うってことですか。

金井副市長

条例の独自条例を検討していたということは、無いと聞いているので、その頃は、東京や神奈川方面から進出している企業とか従来から多いと記載されておりますが、熱海市はそういうことがなく、函南町とか結構有名で、あとは富士とか、ここに条例作ったようなところはもうよく聞く有名なところですよ。

熱海市とか伊東市とかは、あんまりこういう話がこれまで無かったんです。

という背景があったので、これについて、職員も確認したところ少し違和感があるねというところで発言させていただいた次第です。

委員

検討をされていないのか。

金井副市長

土採取等規制条例で独自条例で強化するっていうところは、検討していないと聞いてます。

委員

設定すべきであったという表現までではないので、そんなに強い文章ではないのかなと思ったんですが、そこは違和感があるということであれば、もうちょっと柔らかくしてみようかなと思いますけど、なにぶん時間が多分ないので、そこはまた最終発表の時に、必要があれば修正でも良いのかなと個人的には思いました。

金井副市長

上乗せ条例は、御存知の通り基本的に相当ハードルが高いです。

難波副知事

言葉を変えるのであれば、「も」を入れればいいですかね、検討もあり得たと、考えられる、とするとちょっと良くなります。

金井副市長

従来から、熱海市は、こうした開発行為は多くないです。
もし、多かったらそういう議論に当然なってると思います。
横の函南町だってやってるわけですから多ければそうなると思います。

難波副知事

あんまりそれを言わないで、文章を直すんだったらどうやって直すかで、制定の検討も、考えられたとか、具体名も弱いですから、すべきというところですか。

金井副市長

そもそも入れる必要性がありますか。

委員

これは市町でされてるので、その検討すること自体は十分有り得たのかなと思ってしまいますけども、検討すらしなくていいのかということ、そこは同じ県内でそういった問題が起きてるということであれば、検討ぐらいはしていただいても良かったのかなとは思いますが。

難波副知事

制定の検討もありえた。
ありえたとか、言葉（てにをは）を変えるだけの話し。

委員長

逢初川源頭部の現地視察に行った時に、あの地区だけでなく伊豆山全体が、いろいろ開発して住宅地になっていた。

だからその辺の住宅の盛り土だけでも、住宅の開発とか、そういうことを含めれば、ある程度の規制というのは必要で、考えるべきではなかったのかなという感覚はしている。

ですから盛り土だけの対象でなくて、検討ぐらいはしてもいいのではないかという程度だから、あんまり違和感は感じなかった。

現場を見に行った時に、何でこんなところに、住宅の土地開発されているのか、そもそもあの土地も住宅を建てるとかの計画があったと思います。

あれは残土処理ではなくて、都市計画法というのが開発という部分では、伊豆山地区全体の開発ということになれば、それも含めて、やはり検討はする。

何でも規制をかけるべきことは規制を検討すべきではなかったという感じはし

ているので、これがいいかなと思ったのですが、もし上げたら、規制条例の制定を設けようとする必要があったと思われるぐらい、追加制定の検討が見えた。その様にしてください。よろしいですか。

事務局

はい。その様に直します。

(P.54 検討すべきであった 検討もあり得たと考えられる。に修正する。)

難波副知事

ちょっと委員にお伺いしたいのですが、48ページですが、事業者に対してかなり厳しいことを書いたんですが、これくらい書いても大丈夫ですか。

例えば身に危険が及ぶ相手と聞いたことがあるとか。

名誉毀損だとは言わないですが、これは、ヒアリング結果です。

修正する箇所は、最終ページのところだけ直す。

委員長

はい、先ほど言った箇所の修正をお願いします。

事務局

委員会後、すぐに54ページを修正し、委員長に確認していただきます。

では、報告書の(案)を削除願います。

金井副市長

検証等の資料については、先ほど申し上げたように、4月中を目標に頑張るといところで、少し遅くなってしまうかもしれませんが、よろしく願います。

百条委員会などで質問を受けている中で追加的に確認したりとか、熱海市の資料だけで分らないところは、県の資料を確認して分かる事実関係もあって、その時の背景などを確認していく中で、時間がかかっているところがあります。

この事実関係をまとめる時に、県の資料も含めて、重要であるというポイントをピックアップして、まとめてお出しさせていただきたい。

委員長

事務局にお返しします。

事務局

これにて、閉会します。ありがとうございました。

以上。